



# 大津市公報

平成 30 年 8 月 1 日  
号外 (第 51 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
60 大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則.....	1
61 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....	1
62 大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則.....	2
<b>訓 令</b>	
7 大津市保健所事務決裁規程の一部改正.....	6

## 規 則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第60号

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の一部を改正する規則

大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成27年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「政策調整部長」を「政策統括監」に改める。

別表第1政策調整部の項を次のように改める。

	政策統括監	
政策調整部	政策調整部長	

別表第2企業局の項中「次長」を「企業総務長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第61号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「経営の」を削り、同条第2号を次のように改める。

法第3条の2第1項及び第3条の3第1項の規定による営業者の地位の承継の承認に関すること。

第18条第3号を削り、同条第4号中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第7条の2」の次に「第1項から第3項まで」を加え、同号を同条第4号とし、同条第6号中「経営の」及び「営業の」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第33条中第63号を第71号とし、第47号から第62号までを8号ずつ繰り下げ、第46号を第51号とし、同号の次に次の3号を加える。

(2) 法第37条第1項の規定による申請の受理及び負担の決定に関すること。

(3) 法第37条の2第1項の規定による申請の受理及び負担の決定に関すること。

(4) 法第37条の2第3項の規定による意見の聴取に関すること。

第33条中第45号を第50号とし、第15号から第44号までを5号ずつ繰り下げ、第14号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

法第19条第2項（法第26条において準用する場合を含む。）の規定による説明に関すること。

第33条中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

法第18条第3項の規定による確認の請求の受理に関すること。

第33条中第10号を第13号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同条第5号中「医師」を「措置の決定及び医師等」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

法第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定による届出の受理に関すること。

法第13条第1項及び第2項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。

法第14条第2項の規定による届出の受理に関すること。

第33条に次の3号を加える。

(71) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下この条において「省令」という。)第20条の3第3項の規定による患者票の交付に関すること。

(73) 省令第20条の3第5項の規定による変更の届出の受理に関すること。

(74) 省令第20条の3第6項の規定による返納に係る患者票の受理に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

-----

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年8月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第62号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

保 護 者	(住所)		フリガナ (氏名)		印
	年 1 月 1 日時点の住民登録地		市内	市外	連絡先
申 請 児 童	フリガナ (氏名)	生年月日	性別	障害者手帳	(父)
	(第 子)	年 月 日	男 女	有	(母) (その他)
保育の希望 ( )	有：保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等との併願を含む。)(0歳以上)				
	無：幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願を除く。)(満3歳以上)				

- ( ) ・ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
- ・ 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・ 「有」とした場合は、全て記入し、「無」とした場合は、 以外全てに必要な事項を記入してください。家庭の状況(続柄は、申請児童からみた続柄を記入してください。)

	続柄	氏名	生年月日	年齢	居住	就労	就労先・学校等の名称	障害者手帳
保 護 者	父		年 月 日		同居 別居	有		有
	母		年 月 日		同居 別居	有		有
(申請児童を除く) 保護者以外の家族及び同居者			年 月 日		同居 別居	有		有
			年 月 日		同居 別居	有		有
			年 月 日		同居 別居	有		有
			年 月 日		同居 別居	有		有

下記については、該当する場合のみ記入してください。

生活保護の状況	受給有り( 年 月 日開始)
母子又は父子世帯の状況	ひとり親家庭( 離婚 ・ 死別 ・ 未婚 ・ その他)
	→大津市福祉子ども部子ども家庭課にて 申請済 ・ 申請未

利用を希望する期間・曜日・時間

希望の利用期間	年 月 日 から 小学校就学前まで 年 月 日まで
希望の曜日	曜日から 曜日まで
希望の利用時間区分( )	保育短時間利用(8時間まで) (詳細) 時 分から 時 分まで
	保育標準時間利用(11時間まで) (詳細) 時 分から 時 分まで

( ) 利用時間区分は、保護者の就労時間・状況等を支給認定基準に照らし合わせ、最終的に大津市が決定します。よって、区分は希望と異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

( 裏 )

保育の利用を必要とする事由

保育が 必要な事由	父	就労 就学	疾病・障害 その他 ( )	介護等	災害復旧	求職活動
	母	就労 就学	妊娠・出産 その他 ( )	疾病・障害	介護等	災害復旧 求職活動
申請時点で の申請児童 以外の出産	出産 予定	有 ( 年 月 日出産予定 )				
	出産 後の 予定	育児休業取得	父 ( 終了予定 年 月頃 )	母 ( 終了予定 年 月頃 )	仕事復帰 自宅 で保育するため支給認定証を返還し、施設利用を止める。 その他 ( )	
( 就労等の場合 ) 自宅からの 主な交通手段	父	電車 : 自宅最寄駅 ( 駅 )	徒歩	自転車	車	バス : 自宅最寄バス停 ( ) その他 : ( )
	母	電車 : 自宅最寄駅 ( 駅 )	徒歩	自転車	車	バス : 自宅最寄バス停 ( ) その他 : ( )
( 就労等の場合 ) 一日の平均 移動時間	父	往復 平均 ( ) 時間 ( ) 分 / 日				
	母	往復 平均 ( ) 時間 ( ) 分 / 日				

情報提供の同意

同意書

この申請に係る支給認定に関する事務 ( 利用者負担額の決定を含む。 ) に必要な範囲において、申請書及び添付資料に記載されている事項並びに同居者 ( 同居の親族を含む。 ) の市町村民税の課税状況について、担当職員が情報の提供を受け、又は照会することに同意します。

この申請書に記載の情報を利用を希望する施設に提供することに同意します。

年 月 日

( 宛先 )  
大津市長

保護者氏名 印

施設記入欄 ( 施設 ( 事業者 ) を経由して大津市に提出する場合 ) 保護者の方は記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	施設 ( 事業者 ) 名	
担当者氏名		連絡先	
( 幼稚園等利用希望のみ ) 利用契約 ( 内定 ) の有無	有 ( 契約・内定 ( 年 月 日契約 ( 内定 ) ) ) ・ 無		

様式第 3 号を次のように改める。

**様式第 3 号 (第 6 条関係)**

保育認定事由現況届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、保育認定に係る事由の現況を届け出ます。

保護者	(住所)			(氏名)			
				生年月日		年 月 日	
				連絡先		(父・母)	
児 童	続柄	氏名	生年月日	年齢	性別	利用施設名	保育の必要量
		フリガナ	年		男女		保育標準時間 保育短時間
		支給認定証番号:	月 日				
		フリガナ	年		男女		保育標準時間 保育短時間
		支給認定証番号:	月 日				
	フリガナ	年		男女		保育標準時間 保育短時間	
		支給認定証番号:	月 日				
	フリガナ	年		男女		保育標準時間 保育短時間	
		支給認定証番号:	月 日				

「続柄欄」には保護者との続柄を記載してください。

届出事項

続柄	保育の利用を必要とする事由及びその現況					
	就労 就学	妊娠・出産 育児休業	疾病・障害 その他 ( )	介護等	災害復旧	求職活動
	(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))					
	.....					
	.....					
	.....					
	就労 就学	妊娠・出産 育児休業	疾病・障害 その他 ( )	介護等	災害復旧	求職活動
	(具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))					
	.....					
	.....					
	.....					

「続柄欄」には児童からみた続柄を記載してください。

現況がわかる資料を添付してください。

**附 則**

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市子ども・子育て支援法施行細則様式第1号の規定により調製した施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書及び同規則様式第3号の規定により調製した保育認定事由現況届出書は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

**訓 令****大津市訓令第7号**

大津市保健所事務決裁規程(平成21年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成30年8月1日

大津市長 越 直 美

別表第2号の表衛生課の部5の款1の項中「営業の」を削り、同款3の項中「営業施設の構造設備の改善措置」を「営業者等に対する措置」に改め、同款4の項中「営業の」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。